

食品安全委員会企画等専門調査会

(第20回) 議事録

1. 日時 平成29年2月6日(月) 13:59~16:34

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (2) 平成29年度食品安全委員会運営計画について
- (3) 平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

川西座長、有路専門委員、井川専門委員、今川専門委員、大倉専門委員、大澤専門委員、鬼武専門委員、神村専門委員、河野専門委員、小西専門委員、迫専門委員、道明専門委員、戸部専門委員、中村専門委員、野口専門委員、松本専門委員、山内専門委員、山本専門委員、渡邊和久専門委員

(専門参考人)

原田専門参考人、横田専門参考人、渡邊治雄専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、箆島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 平成28年度「自ら評価」案件の決定までのフロー

資料1-2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評

評価対象候補の選定の考え方

- 資料 1－3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 1－4 平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）
- 資料 2 平成29年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）
- 資料 3－1 平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 3－2 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

6. 議事内容

○川西座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第20回「企画等専門調査会」を開催いたします。

本日は、19名の専門委員、3名の専門参考人が御出席です。

それ以外に食品安全委員会からも5名の委員が御出席です。

なお、本日は4名、有田専門委員、高岡専門委員、夏目専門委員、松谷専門委員が御欠席ということになります。

それでは、まず初めに事務局から資料の確認をお願いいたします。

○松原総務課長 資料を確認させていただく前に、先般、食品安全委員会の委員の改選がございましたので、その御報告をいたします。

このたび、新たに委員に就任されました山本委員でございます。

○山本委員 皆様、こんにちは。前任の熊谷委員の後任で1月7日付で食品安全委員会委員に就任いたしました山本です。

私自身は食品安全委員会発足当初より、プリオン専門調査会の専門委員としてやってまいりまして、熊谷委員の後を継いで、微生物・ウイルス、かび毒・自然毒等専門調査会を担当することになりました。この調査会は初めてでございますが、よろしく願いいたします。

○松原総務課長 引き続きまして、資料の確認をいたします。本日の資料は7点でございます。

資料 1－1 「平成28年度『自ら評価』案件の決定までのフロー」。

資料 1－2 「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」。

資料 1－3 「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」。

資料 1 - 4 「平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）」。

資料 2 「平成29年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）」。

資料 3 - 1 「平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」。

資料 3 - 2 「平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」でございます。

不足の資料等はありませんでしょうか。

○川西座長 よろしいですか。また途中で見つからないということがあれば、お知らせいただければと思います。

続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成27年11月20日の企画等専門調査会の資料 1 - 3 及びその後に提出された確認書を確認しましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○川西座長 御提出いただいた確認書について相違はなく、また、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○川西座長 特に問題がないということですので、具体的な審議に入らせていただきます。

まず「(1)平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」を始めさせていただきます。昨年12月の第19回企画等専門調査会では、挙がっておりました案件候補の中で絞り込みを行って、自ら評価にぜひともというのがなかったような気もしますが、水素水、カンピロバクター及びカフェインの3件については継続審議ということになりました。

もう一つ、宿題として、スクラロースについて食品健康影響評価がされているかどうかということについて、事務局から後で調べるといようなこともございましたので、まず、そのスクラロースに関して、事務局のほうから御報告いただけますでしょうか。

○岡田情報・勧告広報課長 前回、人工甘味料のスクラロースについて御質問があったわけですが、御質問の内容としては、食品安全委員会のほうで評価を行っていないかということだったかと思います。確認しましたところ、スクラロースにつきましては、1999年に当時の厚生省の時代にもう既に承認済みというような状況になってございます。

○川西座長 ということのようですので、スクラロースは特に今ここでは議論をしないということで、残りの水素水、カンピロバクター及びカフェインの3件について、事務局のほうから御説明を追加でしていただいて、御議論またはこの委員会で継続的に議論をしていただいて食品安全委員会へ報告する案件を決定したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○岡田情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料で大きめの紙になっておりますが、資料1-4及びそれに附随しております参考1、2、3に基づきまして、簡単ですがけれども、追加の情報をお話ししたいと思っております。議論の題材に挙がっておりますのが、水素水、カンピロバクター、カフェインということです。

最初は水素水ということで、大きな紙から離れてしまうのですが、参考1をごらんいただきたいと思っております。水素水につきましては御案内の方も多いたと思いますけれども、昨年末に独立行政法人国民生活センターが「容器入り及び生成器で作る、飲む『水素水』」について情報提供を行ったということで、各種報道機関でも報道されたというところは、皆さんはもしかすると御承知かと思っております。

この情報提供ですが、まず、水素水の効果についてですが、医薬基盤・健康・栄養研究所の情報を引用するという形で、「ヒトでの有効性について信頼できる十分なデータは見当たらない。現時点における水素水のヒトにおける有効性や安全性の検討は、ほとんどが疾病を有する患者を対象に実施された予備的研究であり、それらの研究結果は、健康な人が市販の多様な水素水の製品を摂取したときの有効性を示す根拠になるとはいえない」と紹介してあります。

また、消費者へのアドバイスとして、1つ目としては、水素水には公的な定義等がなく溶存水素濃度もさまざま。また、特保や機能性表示食品として許可、届出されたものは、現在はない。

2つ目として、容器入り水素水に表示されている溶存水素濃度は、充填時や出荷時とある場合は、飲用するときの濃度とは限らない。

3つ目としては、水に溶けている水素ガスは、容器の開封後、時間経過により徐々に抜けていくなどというのが挙げられております。

さらに行政、具体的には、消費者庁表示対策課及び厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課に対して、販売元等のホームページや直販サイト、商品のパッケージに飲用により健康保持増進効果等があると受け取られる記載があり、医薬品医療機器等法や健康増進法、景品表示法に抵触するおそれがあるので、業者に対して表示の改善を指導するよう予防がなされております。

非常に簡単なのですが、水素水関係の情報はこのくらいしかございませんので、まず水素水からはこれです。

次に、カンピロバクターに移ります。参考2をごらんいただければと思います。前回の

会議で鋤柄評価第二課長からも口頭で概要の説明はいただいたところですが、現在、関係省庁であります厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会では実施しているカンピロバクター対策に関する調査研究事業について、改めて御紹介させていただきたいと思っております。資料は参考2のほうにまとめてあります。

まず、「1. 厚生労働省」です。これは平成27年度～29年度の研究事業として、食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究を実施しているという状況です。内容といたしましては、食鳥肉に関するフードチェーンを養鶏農場での生産段階、食鳥処理場における解体段階、加工流通段階、消費段階、各工程における汚染低減手法に関する情報のデータ収集を行うという内容になっておりまして、最終的にはガイドラインの策定を目的とするというようなことになっております。

厚生労働省のほうは、もう一つ事業を実施しておりまして、食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業といたしまして、国内外で実施または提案されているカンピロバクター等の微生物汚染低減対策の有効性について実証を行うということで、現在、青森、熊本、宮崎、鹿児島 の4県で食鳥処理場や殺菌剤製造事業者らと協力して実証実験を進めていると聞いております。

次に「2. 農林水産省」です。食品安全に関する有害微生物の実態調査として、鶏については平成19年～23年に鶏肉のカンピロバクター汚染に影響する可能性にある事項、すなわち国内の農場や加工施設等における肉用の鶏、ブロイラー及び地鶏の汚染状況や周辺環境の汚染状況等を把握するために、肉用の鶏の新鮮盲腸便または盲腸内容物、農場や加工施設で行われている水など、鶏肉以外の試料も採取して調査を実施しているというような状況になっております。

裏返していただいて、「3. 食品安全委員会」になります。食品安全委員会のほうでは平成28年度の食品安全確保総合調査としてカンピロバクター属菌及びノロウイルスのリスク評価の検討に関する調査を実施しているという状況になっております。

関係3省庁では、これらの調査研究の進捗状況について、カンピロバクター情報連絡会議を開催しておりまして、効果的なカンピロバクター低減策などについての情報交換を行っているというような状況になっております。

続けて申しわけないのですが、参考3「カフェインに関する知見について」になります。カフェインは御案内かと思っておりますけれども、コーヒーとかお茶が主な摂取源ということで、既存の食品添加物リストにも掲載されている食品添加物ということで、主な用途は苦味をつける添加物ということになっております。さらに、第3種医薬品の眠気除去薬として、カフェインを主成分とする錠剤やカフェイン水和物を主成分とする内服液が販売されているということ。また、総合感冒薬にも一部添加されているというような状況にあります。

食品安全委員会では情報収集しているカフェインに関する最近の情報としましては、参考3に羅列して書いてありますけれども、簡単に御紹介します。最初のEFSAのほうですけれ

ども、カフェインの安全性に関する科学的意見書を公表との情報の中で、一般的な健常者集団及びその集団への健康への悪影響について懸念が生じない食事経由の全供給源に由来するカフェイン摂取量に係る助言を提供するという一方で、具体的にはカフェインの単回用量が200mg以下では健常な成人に安全性の懸念は生じない。もう一つは、通常環境条件下における激しい運動の2時間以内に200mg以下を摂取しても安全性に懸念は生じない。

次に、習慣的カフェイン摂取量が1日当たり400mg以下であれば、妊婦を除く健常な成人に安全性の懸念は生じない。また、妊婦による習慣的カフェイン摂取量が1日当たり200mg以下であれば、胎児に安全性の懸念は生じないなどの助言を提供しております。ちなみにEFSAのほうでは、フィルターコーヒー1杯、大体200mLのカフェイン含有量は約90mgで、紅茶の場合は1杯220mLで約50mgとしておりますので、かなりの量を飲まないとその辺の値にならないということかなと思います。

その他、URLがついています例えば、FDA。これはURLがついているだけで内容がわからないのですが、純粉末カフェインの使用について注意喚起及び再注意喚起ということで、2014年に米国でカフェイン純粉末を摂取した若者2名が死亡したことを受けて、ティースプーン1杯分の純粉末カフェインはレギュラーコーヒー28杯分に相当するものであり、純粉末カフェインの摂取を避けるよう注意喚起するとともに販売業者への警告状を送付するなど、市場の監視に注力していく旨が書かれているという情報になります。この情報については食品安全委員会のホームページのほうでもピックアップ海外情報ということで取り上げておりますので、ご覧いただけるという状況になっております。

一方、国内のほうです。最後に中毒死なりの情報が載っていますが、国内の状況については一昨年に報道されましたカフェインを含む清涼飲料水とカフェイン錠を摂取した20代の男性がカフェイン中毒で死亡したことを福岡大学が発表しております。それと昨年末、岐阜県で死亡した30代男性の胃から大量の顆粒物が見つかり、カフェイン成分が検出されたということですが、これは警察の調査では自殺の可能性があるので、実質的には最初の例が1例ということかなと思っております。

私のほうからは、3点に対する追加の情報は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明があった案件候補ごとに御質問、御意見を伺いたいと思います。

それでは、1番目の水素水についてです。今回これを「自ら評価」案件の候補としてというのが1つ。ファクトシート作成案件候補としてというのが2つ目。3つ目が、積極的に情報収集、情報提供等を行う案件候補。4つ目は、情報収集を行うような案件としては一応言っておきましょうということの分類でここ3年ほど、この「自ら評価」案件に関して、候補の中からそれぞれ決めていったということがございます。

それを頭に入れながら質問あるいは御意見を言っていただければと思いますけれども、

いかがでしょうか。水素水に関しては前回の議論のときも「自ら評価」をしようという雰囲気はなかった。どちらかと言うと、今のタイミングでどういうふうな食品安全委員会として取り上げられるのかなというような雰囲気、なかなか微妙なところかと思えますけれども、そのあたりはいかがでしょう。

もともとの提案者は、食品安全委員会のリスク評価の対象ではないと思うけれども、水素水の持つリスクをどう評価していくかという問題。いろいろなところで宣伝し、製品として販売されていると。そういう御時世の中でこのまま何もしなくていいのだろうかという提案とも見受けられるわけですが、どうぞ。

○渡邊（和）専門委員 薬剤師会の渡邊です。過去も還元水とか還元水素水とかアルカリイオン水とか、普通の水道を電気分解することによって、水素イオンが出たとか、水素ガスの発生ということで、それを利用した、こういったたぐいのものが広告宣伝をされていると思います。今回は水素水という名前なのですが、手を変え品を変え、名前を変えて、いろいろな形が出る可能性がありますから、それは慎重に取り扱っていただいて、もとは中身は昔から出ているのとほとんど変わりはないと、私は感じているところです。

○川西座長 御意見としては、特段にここで取り上げる必要はないのではないかとということですか。

○渡邊（和）専門委員 ないと思います。

○川西座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○戸部専門委員 私も安全性が懸念されることではないと思うので、「自ら評価」の対象ではないとは思いますが。ただし、例えば、食の安全ダイヤルですとか、あるいは消費者庁のほうに、その安全性に関する問い合わせが消費者からたくさん来ているということであれば、何か情報提供というのは必要かと思うのですが、その辺の情報についてはいかがですか。

○川西座長 どうぞ。

○箆島リスクコミュニケーション官 リスコミ官でございます。食の安全ダイヤルには、水素水の安全性に関する問い合わせは入っていません。また、水素水関係でもし消費者庁に入っているとしますと、国民生活センターあるいは地方の消費生活センターを通じて行われ、今のところ、どちらかと言うと景品表示法などの表示との関係での質問が中心ではないかと思っております。

○川西座長 ということです。

○戸部専門委員 ということであれば、「自ら評価」で議論する案件ではないと思います。

○川西座長 どうぞ。

○有路専門委員 確かに「自ら評価」でやる内容かと言うと、そうでもないというふうには思うのですが、恐らく食品安全情報というか、食品に関する安全性というか、どのように判断してよいか分からない情報を食品安全委員会のほうに問い合わせる、あるいは確認するという流れは、メディアさんも含めて一定できているというところを考えると、国民生活センターのほうの例えば、ウェブであるとか、このペーパーのところに誘導するような手配をすとか、こちらを参考にしてくださいという感じのことを何かしら表示するというくらいの対応なのかなど。何もしないのではなくて、誘導するみたいなことはしたらいいのではないかと思います。

○川西座長 そのあたりは、事務局側はいかがでしょうか。

○岡田情報・勧告広報課長 事務的には可能です。正式に文書も国民生活センターからいただいておりますので、それも含めて可能です。

○川西座長 ということですので、そういう意見が委員からあったという扱いにさせていただきます。どうぞ。

○大澤専門委員 その対応で構わないと思います。しかし、先ほど渡邊委員もおっしゃったように、今回は水素水でしたが、この手の食材と言っているのか、この様な案件は世間では多くの流行・廃れがあり、次々に世に出てくると思います。今回は水でしたが、今度は成分かもしれません、今度は食材かもしれません。その時々この様な案件は声として上がってくると思われます。それに対して今回は国民生活センターさんのほうに誘導する手段をとっていただくのですが、今後も何らかの手段が必要だと考えます。食品安全委員会として何かアクションを起こしたとか、黙って何もしないというようなことではなく、この様なブーム物に関して何か懸念があるようなことがあれば、食品安全委員会ではないのかもしれないですけど、出てきたときには議論をする場があっても良いかなと思いました。

○川西座長 どうぞ。

○松本専門委員 同じ意見ですけれども、確かに日本医師会のほうにも、この件でかかりつけの先生から安全性に対する情報が現段階で上がってきておりませんが、ただし、今まで数人の方がおっしゃったとおり、消費者へのアドバイスのことに関して、ここに書いてある参考といったことは情報として別のルートでも良いので流しておくことが必要かなとは思いました。同じようなことがこれからも何回も出てくるということは間違いないと思います。

○川西座長 どうぞ。

○今川専門委員 私も同感に思うのですけれども、やはり健康系のことはやはり廃れもあり、次々にいろいろな情報が出てくる中で、今はSNSなどで情報がものすごく氾濫して、消費者がいろいろなことに不安に思ったり、あるときは飛びついたりしているのが現状だと思うのです。なので、消費者がどんなところに興味があるのか、どういううわさがどういうふうに流れているか、また、いろいろな公共機関への問い合わせ数や検索数など、消費者が関心を持っていることがらを、幾つかの側面で統計的にもジャッジしながら、正しい情報を出すことが必要だと思います。本当に今、水素水というのが一番多いのか、もっと優先するべきものがあるのか。何らかの指標をもって、いろいろなところの問い合わせ件数、検索数、バズ数など、幅広くウォッチしながら、今、手を打たなければならない案件の優先順位を冷静に判断できるような観点を持っておいたらどうかと思います。

○川西座長 どうぞ。

○渡邊（和）専門委員 渡邊です。やはりそのとおりだと思います。正しい判断の仕方というか、エビデンスの判断の仕方を箇条書きにするような形で何か載せていただければいいのではないかと思います。1つの情報に対して、どういった角度で見れば、正しく判断できるのかということを国立健康・栄養研究所などでも、健食に関しましては5段階でエビデンスを評価するような表が一般向けに非常にわかりやすく載っておりますから、そういった感じのものを食品安全委員会などでもつくっていただいて、これを見て、これはこうだなと、そうだなと枝分かれをして判断していただけるような感じのフローチャートみたいなものをつくっていただければいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○川西座長 どうぞ。

○河野専門委員 ありがとうございます。今の御意見を伺っていてなのですが、食品安全

委員会はどこまで責任を果たさなければいけないかというところをまず最初に押さえておくべきだと思います。確かに私も消費者ですので、その時々によって、特に最近で言えば、健康情報に関して言うと、消費者は非常にセンシティブですし、できれば健康にいいと言われるもの、量の問題は度外視して、そういったものに心を引かれ、しかも摂取してしまいがちであるというところは現実問題としてあると思います。

ただ、そのことに対して食品安全委員会として、どう向き合うかですけれども、やはり「自ら評価」というところでは、最初の資料1-2に書いていただいたとおり、要件というのは2つ明確に示されていて、健康被害の発生が確認されている、または健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後その発生のおそれがある。このことに関しては食品安全委員会の専門的な知識を持っている先生方がある程度予見できるというような、全く予見できないものであればですけれども、そうした範疇の中で食品安全委員会の国として求められている役割というところから余りにも範囲を広げ過ぎると、消費者側も逆に誤解すると思ってしまう。

水素水がここで取り上げられることによって、水素水はもしかしたら健康被害に直結する可能性もあるのかなと思われたときに、では、どういう対処をしていくのかというところも検討すべきではないかと思います。前回の委員会でキュレーションサイトが非常に人気があって、それは誰が発信したかがわからないけれども、いろいろな記事を加工して世の中に出して、そこの閲覧がふえれば、とてもいいみたいな形になっていて、問題視されています。それと同じような形で食品安全委員会のサイト等が利用されることがないような形で情報を提供していただきたいと思います。

○川西座長　どうぞ。

○迫専門委員　ありがとうございます。今の河野専門委員と同様の意見でございます。食品安全委員会は非常に質の高い情報を、確実な情報を常に出していく機関ということで、広く浅くというものではなく、深くきちんとしたものを出していくべき立場にあるのではないかと思います。これは別の観点からすれば、限られた人員で限られた事務量の中で対応していくということになりますと、幅広くすればするほど、肝心の部分が疎かになっていく可能性もあるのではないかと。専門的な分野にきっちりと手を入れていただいて、本当に正しい情報、食安委の情報が安全性に関しては一番正しいのだと言い切れるものを出していく。そのための組織だと思っておりますので、負荷がかかるような形は余り望ましくないと思っております。そういう意味からすると、水素水は今回リスク評価をするものではないということで、外してしまっているのではないかと思います。

以上です。

○川西座長　ほかにございますか。今回の「自ら評価」案件ということに対しては、これ

は今回は外すということ。その上で、疑問を持っている人たちが参照するサイトとして機能してほしいねという希望と、一方で、食品安全委員会は国の組織であって税金で運営されているわけであって、とにかく何でもかんでも対応するというわけにはいかない。

○迫専門委員 1点だけ追加させていただきます。国のさまざまな組織がさまざまな情報を流せる立場になっていますので、他機関との連携という中で進めていただければいいのではないかと思います。追加させていただきます。

○川西座長 立ち位置によって委員の先生で多少ニュアンスが違っておりますけれども、そのあたりは勘案しながら、いろいろと工夫をしていただければということで、今のところは「自ら評価」の話としては締めさせていただきます。また食品安全委員会は何をどのように扱うべきかという議論は別の機会にもう一回議論をしたほうがいいと思いますが、今は一旦締めさせていただきます。

では、次に2番目のカンピロバクターについて、これはいかがでしょうか。これは毎年この「自ら評価」案件として、必ずしもカンピロバクターが主題ということではないのですが、生食との関係でカンピロバクターが典型的なものとして上がってきているところです。先ほど事務局のほうから御説明をいただいたように、関係各省で毎年のように調査はしていることなのだとおわかりになったと思います。したがって今はタイミングとして「自ら評価」案件というようなことではないと思います。また昨年もいろいろと情報収集というか、迫先生がまさに先ほどおっしゃったように、これもリスク管理機関との連携等を一層強化して、しばらく状況は見ましようというような話だったと思います。いかがでしょうか。

○山内専門委員 このカンピロバクターは現場でどうしてもなかなか減らせないということで、きょうの実施状況のところにも書いてございますけれども、有効性の実証事業、これは青森県もやって途中経過をつい一昨日に食鳥処理業者、検査員、県、いろいろな方々で入って経過報告あるいは勉強をしてきました。2018年からHACCPが義務化に向けて法制化されるので、A基準、B基準があるわけですが、かなり厳しいA基準のほうで食鳥の処理は行われるということですから、確実にこれは低減していこうと。

ただ、今この実証実験でやっている、いわゆる消毒は効果があやふやなところがあって、もう一回やり直しという形に今はなっていますので、そこについてはもう一回、もっと効果のある方法を考えなければいけないと思うのですが、現実問題として、地方分権一括法で厚生労働省から今度は各都道府県と保健所の設置している自治体に権限が移譲されるという中で食鳥の検査事業が4月1日からもう始まるのですが、1つ危惧しているのは、国がかかわってやってきたのが今度は各地方に任せますよということになる、そのところがどうなのかなという気がします。地方を疑うわけではないのですが、余りに

もそここのころはどうなのかなということと、先ほど申し上げたHACCPの法制化まで1年間ありますから、その間に体制を整えられるのかどうか。そこが気になっておりますけれども、いずれにしても、強化される方向が示されてきていますので、それについては見守る形でいいのではないのかなという気がいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

HACCPの法制化はどちらかと言うと厚労省が主体にやっている部分がありますけれども、何か事務局からコメントはございますか。私も厚労省のほうに多少は関係しておりますけれども、今その準備をやっているところです。どうぞ。

○鋤柄評価第二課長 ありがとうございます。HACCPにつきましては、山内専門委員のほうからお話ございましたとおり、現在、厚生労働省が法律改正に向けて鋭意準備中です。それに向けて準備が大事でございますので、各地での説明会等に汗をかいていただいているところだと思っています。カンピロバクターを含めまして、微生物のリスク管理は化学物質のリスク管理とちょっと違いまして、管理と評価がある意味で一体的になってやっていかなければいけない部分もございますので、現在は各リスク管理機関がやっている研究をまとめるような形で連絡会を行っており、こういったところで新しい情報が集まり次第、引き続き提供していくというような形で進めていくことが重要と思っております。

○川西座長 どうぞ。

○中村専門委員 東京都の中村でございます。今お話を伺ったのですけれども、では、なぜ毎回このカンピロバクターが毎年毎年出てくるのかというと、カンピロバクターをコントロールする実証実験をやられていますけれども、有効的な方法はまだ一つも見つかっていないということですね。実際の事故も減っていない。それは何かと言うと、結局は生食が禁止されていないので、飲食店では生食を出す。消費者は飲食店で出されているものは安全だという認識のもとに食べてしまう。これの繰り返しを行っていると思います。

ですから、今、山内専門委員が言われたように、実証実験の結果、この方法でやれば、きちんとコントロールできるという方法が見つかり、それがHACCPの管理のもとにきちんとコントロールされていけば、この問題というのは解決されるのだと思います。けれども、その道しるべがまだ示されていないというのが、まさにこの問題だと思っておりますので、もちろん「自ら評価」の案件ではないと思いますが、積極的な情報提供、生食が危険だという情報提供は積極的に行っていただきたいと思っております。

○川西座長 今のことに対しては何かコメントはございますか。これは去年の結論も大体リスク管理機関と一体になって情報提供を図ろうということで、今の視点はプラスアルフ

アをされた視点かと思えますけれども、去年もそういうことが結論だったと思えますので、そういう御意見があったという扱いでよろしいですか。

では、このカンピロバクターの今回の件については、今、HACCPが実際に法制化されようとしている中で、特に「自ら評価」案件ということではなく、引き続きリスク管理機関と連携しながら情報提供をしていただくという扱いにさせていただくというような方向に整理したいと思えます。

3番目のカフェインについて、これはいかがでしょうか。カフェインについてはファクトシートが平成23年に食品安全委員会で作られている。ただ、それ以降は追加的にいろいろな知見は積み重なっているというようなことなのかなと思えますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○今川専門委員 このカフェインは私のほうからテーマとして挙げさせていただいたのですけれども、カフェインについてはファクトシートの形でいろいろな数値が示されたりしているのですが、今はエナジードリンクがかなり拡大していて、子供が普通に口にする飲料の中にカフェインが含まれたものが非常にたくさんある。そういう中で子供がどのくらいまで摂取していいのか。どのくらいまで継続摂取していいのかというようなことに対して、何らかのガイドになる数字が示されていない。いろいろな基準を設けるのは大変だと思うのですけれども、何らか子供が摂取するときの参考になるような資料が情報提供されると、今の御時世に合った安全確保ができるのかなと思って、こちらにテーマ出しをさせていただきました。ですから、「自ら評価」というよりは情報提供にかかわる案件として認識しています。

○川西座長 カフェインに関して提案者ということのようですが、ほかに何か御意見をどうぞ。

○鬼武専門委員 前回欠席をしていたので適切な意見になるかどうかはわかりませんが、カフェインのテーマは以前に食品安全委員会/企画専門調査会で、平成21年度の「自ら評価」案件として、ここの企画等専門調査会の前身会議で私も参加しておりませんが、そのときにカフェインが取り上げられていて、そのときに情報提供として特に妊婦や子供向けということを行うということで、それ以降、リスクプロファイルというか、今の資料があるだろうと理解をしています。

提案者の方は情報提供ということで、その位置かもしれませんが、それが2009年だとすると、それ以降、海外の情報としてリスク評価機関等がそれなりに当該物質に関する量的な考え方なりを示しているところがありますので、私としてはその辺のところはもう少し積極的に食品安全委員会で作るリスクプロファイルというよりも今は情報提供と言いましたけれども、いろいろな海外のリスク評価機関が行っている量的なところを見てもらっ

て、その上で判断できるような量的なものが出せるのであれば、前回と今とは少し時世が違って科学的情報量も加わっており、海外の情報のほうはかなり積極的に出ているので、その割には日本の情報が少ないような感じはしている次第であります。

以上です。

○川西座長 今の御意見は、どういう形で取りまとめるということでしょうか。

○鬼武専門委員 「自ら評価」と言うと、多分またリソースとどれだけの資料がということがあるかと思えますので、とりあえず海外の情報とかリスクプロファイルよりも少し踏み込んで、そう言うともた定義がどうのとあるかもしれませんけれども、少し情報提供がもし事務局なりのほうで余力があるならば、日本でも事故が発生しており、当然1人はもう実際にお亡くなりになっているということがあって、それは過剰摂取でしょうけれども、事実があるということを経験すれば、日本の中でもリスク評価機関として少し積極的にやるべきではないかと思っています。情報提供のほうをもっと積極的にといたしますか、その辺の海外の情報を含めて、資料を集めるべきではないかと私は思っています。

○川西座長 事務局のほうから今のお二人の御意見について、何かコメント等はございますか。

○岡田情報・勧告広報課長 今のお話でいくと、いわゆるファクトシートに対する情報提供、情報の更新は当然しっかりやる、プラス、積極的に情報発信すべきという御意見だったかと思えます。例えば、前回、ジャーサラダについて御議論をいただいたときもそのような感じであったということで、Facebookなりでちょっと踏み込んだ形での情報提供はした実績があります。どこまでできるかというのはまだこの段階ではお答えできませんけれども、もう一步踏み込めということであれば、それくらいの形というのはつくれるかなとは思っています。

○川西座長 積極的に情報収集、情報提供等を行うくらいのカテゴリーの扱いですか。どうぞ。

○迫専門委員 今、座長もおっしゃったような形で、積極的にというところを強調していただければと思います。リスクがもう既に実際に出てきていること。エナジードリンクの問題は本当に流通量が多くなってきているだろうと。錠剤等にも含まれることも多くなってきていて、そういうものがサプリメントの中で摂取される機会がふえているということで、年々このリスクは大きくなっていく可能性があるのではないかと考えております。そういう意味で、積極的にというところをお願いできればと思います。

○川西座長 どうぞ。

○有路専門委員 ファクトシートの中には、例えば成人男性だったら1日400mg以内でとか、そういうことが書かれていますけれども、実際のところはエナジードリンクなのか、いわゆるカロリーゼロのコーラなのか、いろいろなところでカフェイン強化をうたっているような清涼飲料水がたくさん出ているとは思いますが、それを具体的にどういう組み合わせで想定量をオーバーするかというところが消費者の立場から見ると一番わかりにくいところになっているとは思いますが、踏み込むというところで危ないとか、これは気をつけましょうと言うのも簡単ですが、それよりも実際の摂取のされ方というものがある程度シミュレーションをするなり、理解をした上でこういう組み合わせはリスクがありますとか、超える可能性がありますという分析、あるいはそういう発信の仕方が望ましいのではないかと。若干、鬼武さんの言っていることと似たようなことを言っていますけれども、大体そんなことかなことかなと思います。

○川西座長 どうぞ。

○道明専門委員 私も同じような意見で、薬局の店頭とかで不眠のためのドリンクと、それにプラスでまたエナジードリンクを自販機で飲んだりとか、いろいろな組み合わせで摂られることも多いかと思えますので、それに合わせたときのカフェインの摂取量を考えたときに、どの組み合わせだったら、400mgまでは大丈夫と言われても、1本程度だったら150mgほどしか入っていないけれども、いろいろなものを組み合わせると結構な量になるかと思えますので、そういう組み合わせ等も考えて、見ていったほうがいいのかと思えます。

○川西座長 ありがとうございます。

積極的に情報収集、情報提供等を行うということの中で、今、鬼武先生等々から出たコメントを参考にさせていただいて、それを実行していただくというようなことなのかなと思いますが、ほかには特にございませんか。どうぞ。

○神村専門委員 今のお話はある程度カフェインを添加するという形で、自然物のお茶とか、そういうことではなく、意図的に摂っているものを指しているのではないかと思うのですが、日常、私が臨床医として見るのは、普通にお茶、コーヒーなどを摂って、なおかつ不眠を訴える。不眠として病的なものを訴える方がかなり多いと感じております。統計的なものとか、そういうことは言えないのですが、その辺の慢性的な影響というものも一言考えていただいたほうがいいのかと。そういう情報提供もしていただきたいなと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。大体そういう御意見があったということをもとに対応していただくということだったかと思えます。

以上を総括すると、今回の案件としては「自ら評価」として、どういう取り扱いをするかということ言えば、特にカフェインに関しては、積極的に情報収集、情報提供等を行う案件候補としてということにする。それ以外の水素水とカンピロバクターに関しては、水素水は先ほどの結論ですと、特に食品安全委員会としては、今回は落としてしまうというような扱いに具体的にはなると思いますが、静観するという。カンピロバクターに関しては去年もそういう結論でしたけれども、リスク管理機関等々の対応を見つつ、情報提供を行っていくというようなことの取扱いにしたいと思えます。

それでは、ただいま取りまとめた内容で食品安全委員会に報告することにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。報告の体裁等については、座長のほうに御一任いただくということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただくことにします。

きょうの議題の内容でいくと、ここで休みは早過ぎるかもしれませんが、3時5分から再開ということで、10分間お休みをとりたいと思えます。ありがとうございます。

(休 憩)

○川西座長 恐れ入りますけれども、そろそろ3時5分になりますので、再開させていただければと思えます。

それでは、次の議事「(2) 平成29年度食品安全委員会運営計画について」です。まず、事務局から説明をお願いします。

○松原総務課長 事務局総務課でございます。

食品安全委員会専門調査会等運営規程によりますと、企画等専門調査会においては委員会の活動に関する年間計画について調査審議することとされているところでございます。

資料2の右側の欄が平成29年度の年間計画案になります。この案につきましては、後ろのほうについております参考1の平成29年度予算案等、参考2の前回会合におきます主な意見、並びにこれらを踏まえました参考3のリスクコミュニケーションの取組方針等に関する補足資料の内容を踏まえたものとなってございます。大部でございますので、当課か

らは資料2の平成29年度運営計画案のうち、平成28年度計画からの変更点のうち主なものについて御説明を申し上げ、リスクコミュニケーション等の詳細につきましては、後ほど情報・勧告広報課から御説明します。

資料2の1ページ、第1の「(2)重点事項」のうち「①食品健康影響評価の着実な実施」についてです。後ほどの3ページの2においても掲げられてございます構造活性相関、ベンチマークドーズ法等に関して、特に重要と考えられることから、本項においても再掲することとしております。

次のリスクコミュニケーションについてでございます。前回会合までの御議論等を踏まえまして、対象事項の重点化及び最新媒体の活用を図るとともに、メディア及び消費者団体に加え、事業者団体及び職能団体との連携を強化する旨を明確化してございます。

2ページ、「第2 委員会運営全般」のうちの「(4)委員会と専門調査会の連携の確保」についてでございます。委員が専門調査会に出席するなどの取組が最近効果を発揮してきていることがございますので、その旨を踏まえまして記述に改めることをしております。

3ページ、第3の「2 評価ガイドラインの策定等」についてでございます。アレルギーを含む食品の表示に関するガイドラインの検討を開始する旨を加えるとともに、ベンチマークドーズ法を用いた評価、遺伝毒性発がん物質の効果と構造活性相関等について、検討の状況を踏まえ、細かく書き分けることとしてございます。

3の「(2)『自ら評価』の実施」についてでございます。アルミニウムに関する調査審議を開始する旨を加えるとともに、2において御説明したとおり、アレルギーを含む食品の表示に関するガイドラインの検討を開始する旨を4ページにおいて加えてございます。

4ページの(3)の「自ら評価」の結果についてでございます。Facebook等によります情報の提供を行う旨を明確化するなどをしてございます。

第4の「1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」でございます。前回会合において御報告したとおり、評価が終了した案件が2,000件を超えるなど、相当数に上ることから、調査方法の見直しを検討してまいります。

「2 食品安全モニターからの報告」については、前回会合において情報発信の効果に関する御意見があったことから、アンケートにおいて、その評価が可能となるような項目を設定することを検討いたします。

5ページで第5の1の(4)食品健康影響評価技術研究の实地指導についてでございます。主任研究者に対する研究の進捗状況に関する確認が(3)の中間評価等において図られてきていることから、こちらの实地指導については経理事務担当者に対する経費の執行状況に関する確認等に重点化を図ってまいります。

6ページの「3 研究・調査事業の『プログラム評価』に向けた追跡評価の実施」につきましては、平成31年にプログラム評価等が行われる予定でございますので、これに必要なフォローアップを行ってまいります。

第6の1のリスクコミュニケーションの「(2) Facebook」を通じた情報の発信につつま

しては、前回会合までの議論等を踏まえ、編集専任者を配置する旨などを加えてごさいます。

7 ページの「2 食品安全に係る科学的な知識の普及啓発」につきましては、やはり前回会合までの議論等を踏まえ、講座を刷新する旨、視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法を検討する旨などを念頭に置いた記述に改めます。また、Facebook等を通じた情報の提供を行う旨を改めて明確化してごさいます。

同じページの3の「(2) 地方公共団体との連携」についてごさいます。既存の情報連絡網を最大限に活用する旨を加えるなどをしてごさいます。

8 ページの(3)の団体との連携についてごさいます。先ほど御説明したとおり、メディア及び消費者団体に加え、事業者団体及び職能団体との連携を強化する旨を明確化いたします。また、意見交換については、更に多様なメディア関係者に御参画いただく旨及び内容を充実していく旨を加えてごさいます。

「(4) 学術団体との連携」ごさいます。重点を置く分野を明確化する旨、学会本体への参加とブースの出展とを連動させる旨を加えてごさいます。

8 ページ、「2 緊急事態への対処体制の整備」につきましては、次の議題で御議論をいただきたいと思っております。

8 ページの「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」についてごさいます。これまで各府省がいわゆるハザード情報を個々に取り扱っている経緯がごさいますので、これらの共通化あるいは共有を推進するというを9 ページにおいて加えてごさいます。

9 ページの第9の(1)の国際会議等についてごさいます。こちらは現時点におきまず開催の予定を掲げてごさいます。今後、変更、追加等があり得る旨を含みおきいただけたらと考えてごさいます。

飛んで「(3) 海外の食品安全機関等との連携強化」についてごさいます。既にドイツ連邦リスク評価研究所と協力文書を締結したことを踏まえた記述に改めますとともに、米国食品医薬品庁との連携について強化を図る旨明確化を図ってごさいます。

当課からの説明は以上のとおりごさいますが、先ほど申し上げましたとおり、リスクコミュニケーション等に関する詳細につきまして、情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

○岡田情報・勧告広報課長 続きまして、リスクコミュニケーション関係を説明したいと思っております。申しわけありませんけれども、附属しております参考3でパワーポイントの資料になっているものをお開けいただければと思っております。「『平成29年度食品安全委員会運営計画』補足資料」という題がついているものです。

○川西座長 よろしいでしょうか。出てきましたか。資料2の束の一番最後です。よろし

いですかね。

○岡田情報・勧告広報課長 それでは、おめくりいただきまして、1ページです。これは前回、当方からお示ししました今後の取組方針で、基本的にはこの取組方針に基づいて、29年度の運営計画なりは立てられているという中で、幾つかの点で少し具体的なところが出てきておりますので、その内容について説明したいと思っております。

2ページになります。Facebookについては、機動的な情報発信のための新たな情報発信体制の構築を図るということになっております。実は今のFacebookの情報発信体制ですが、向かって左側の青枠で書かれているところが、公表しているというわけではないのですが、事務局内ではこうしようという形での約束というか、決めごとになっているところが書いてあります。

今回の29年度から、今ももう既に変わっているのですけれども、新たな体制という形で書いてあるところが右側ということで、主な変わるところですが、まず投稿記事の内容の部分です。⑥としまして、食の安全ダイヤル。現在は一対一での情報発信の対応をしているわけです。この部分について、どうしても一対一ですと広がりがないというところもございまして、そこに来た御意見の中で皆さんの関心のあるようなものについても基本的にはお答えしておりますので、そのお答えについてFacebookでも連動させて発信することをしたいと考えております。

また、一番変わるのが記事の作成の体制ということで、今までは特に誰が書くという決めごとはなかったのですけれども、今回から専任の技術参与を配置しまして、一元的に記事の編集・投稿を行うとしたいと考えております。もう既にこれはやっているのですけれども、行いますということです。

投稿の頻度なののですけれども、今までは大体週に1回くらいという目安だったのですが、体制も整いますので、週に3回、月に12記事ということを目安にしたいと思っております。現実には、既に先月あたりから記事数自体は12をはるかに超えて、17とか18くらいを出しておりますので、もうある程度はクリアしているのですけれども、引き続き、内容のちゃんと詰まった記事をしっかり出すということ。

その他ですけれども、この記事と今、委員会のほうではブログもやっておりますので、そういう他のメディアの連動もしっかりやるというような形で体制を変えたいと思っております。

3ページ、リスクアナリシス講座の刷新ということで、これも前回御議論をいただいた部分になります。前回お話をしたとおり、大きく2つに分けたいと考えております。1つ目は基礎講座ということで、講座名はもうついておまして、「みんなのための食品安全勉強会」という形にしたいと思っております。対象者は一般の消費者の皆さんということで、内容的には講座内容のテーマのところに書いてありますが、食品安全に係る基礎的な仕組みみたいなものを皆さんにお話をするということで、例えば、リスクアナリシスとか、今、

管理措置のほうでもやっておりますGAPとか、先ほど議論にありましたHACCPとか、また、基準値をどうやってつくるのですかみたいな非常に簡単なところを、これは食品安全委員会のみではなくて4府省の連携、いわゆる消費者庁さんと厚生労働省さんと農林水産省さんと一緒にやりましょうということで、ほぼ形はでき上がっておりますので、こういう形にするということです。

もう一つのほうは中級講座ということで、漢字ばかりで申しわけないのですけれども、「精講・食品健康影響評価」ということで、これは対象者は食品関係事業者もしくは研究者というところで、プロ向けと考えております。参加の制限を設けるつもりはないのですけれども、いわゆる一般的な科学用語の解説なしにやろうと考えておりますので、そういう意味ではある程度、すごく厳しめに言うと、食品健康影響評価は読んでから来てくださいくらいの感じになるのかなと思っております。その意味で、その旨は募集をかけるときに誤解なきように、気軽な気分で参加して何もわからないと言うとなかなか大変ですので、かなり難しいですよという話は先に言いたいと思っております。

そういう意味でテーマもずばり食品健康影響評価そのものをやりますので、例えばで例を出していますけれども、加熱時に生じるアクリルアミド。この間、評価を出したものについて当方からじっくり解説することになるということで、これは今年度中にやる方向で今、進めております。これがリスクアナリシス講座の刷新という形になります。

1枚めくっていただきまして、4ページ、「ハザード情報の共通化」になります。向かって左の上のほうの青い枠にあるところが、現在、各省庁が個別に作成してホームページ等で掲載しているハザード情報ということになります。食品安全委員会はファクトシートという形で37。これは先ほど御議論をいただきましたように、「自ら評価」の選定の過程で情報発信をすべきだというものを中心に37ほどを今、整理しております。

一方、農林水産省は、厚生労働省も一緒と見ていただいても結構だと思いますけれども、リスクプロファイルという形で51とかなり数的には多くなっておりますけれども。これは幅広いハザードについて整理しております。ごらんになった方も多いかと思いますけれども、かなり内容も充実した内容ということです。

もう一つが厚生労働省のほうで整理している自然毒のリスクプロファイルということで、こちらはどちらかと言うと、きのこか自然毒を中心に59のリスクプロファイルを整理しているということで、そういう意味では各関係のところはばらばらやっているわけですが、これを一元的に食品安全委員会のほうでデータベースを構築してメンテナンスも行うということでワンストップサービスが実現できると思っております。

5ページで「研究者と連携した情報発信の推進を図る」というところです。前回もお話をいたしましたけれども、現在はこの学術関係者との連携については、基本的には学会へのブース展示というものを通じて行っているというのがあります。また、リスク評価の講演というのも同じように学会のほうでは行っているのですけれども、下の表にごらんいただければわかるように、ブース展示単独で行っている学会というのも現実にはあるという

状況です。ブース展示もそれなりにお金のかかる行為ですけれども、なかなかある意味もったいないというか、そういう状況かなど。先日行われました日本毒性病理学会のほうでは、委員のほうから講演をいただき、プラス、ブース展示もやったというところで大変好評をいただき、Facebookのほうでも自慢させていただきました。

そういうことなので、全部が全部というのはなかなか学会の性質によっては難しいでしょうけれども、今後、基本的には何かしらの参加というか、講演なり可能であればシンポジウムなり、そういうものとブース展示を連動させる形で、やはり研究者の皆さんにリスク評価というものをしっかり知っていただく。また、食品安全委員会というのは何をやっているのかをしっかりと知っていただくという形にできればとおもっております。

最後は6ページという形で、前回お話をしました「デルファイ法を活用した試行的調査」ということで、リスクコミュニケーションを漫然と何でもかんでもやるというのは先ほども議論がありましたとおり、資源と人の問題でできませんので優先順位をつけましょうということで、試行的に少し調査をしましょうということで、今、EFSAでも研究がされていますデルファイ法による調査をしましょうということで、大体の概要がまとまりましたので、ここに載せております。

資料を戻っていただいた申しわけないのですが、参考2「第19回企画等専門調査会（12月9日）における主な意見」という形で、前回いろいろと御議論をいただきました意見を整理しております。基本的にさっと目を通していただければわかるかと思っておりますけれども、皆さんの御意見については29年度の運営計画のほうに反映させていただいているというふうには考えております。

ただ、1点、「情報発信のアウトカム目標について」で御議論があったかと思えます。あの際も私のほうから、これは結構難しいお話ですので考えさせていただきたいというお返事だったかと思うのですが、これについてはどうしようというところもあります。

資料2の運営計画のほうに戻っていただいて申しわけないのですが、A3の大きな資料の4ページの第4の2のところ、先ほど総務課長のほうからもお話があったのですが、今回、アウトカム指標の開発を目標にしまして、現在、食品安全モニターに対してアンケートを行っているのですが、この項目の中に、当方、基本的に食品安全モニターには当委員会が発信している情報全てが行くという形になっておりますので、それを受け取った後にどういう効果が出たのかというのが拾えるような項目を設定したいと思っています。

まだ試験的にはなりますけれども、今、考えているアイデアとしては、現在、FDAのほうで同じようなアンケート調査をやっているのですが、すごく簡単と言えば簡単なのですが、例えば、調理の前に手を洗うのか、いわゆる温度計とか、そういうものを持っているのかを実はFDAは経年的に見ながら、その意識が変わっているのかというのをどうもウォッチしているのですが、それに準ずるような項目をここで設定して、そのアウトカムとして使えるかどうかを1回検証したいと考えております。

私のほうからは以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

ただいまの運営計画についての説明について、また、この資料の記載内容について御質問、御意見等がございましたら、どうぞお願いします。前回の審議の結果なども反映させていただいているということのようですね、いかがでしょうか。

○小西専門委員 小西でございます。A3横の資料の3ページ目の第3の「2 評価ガイドラインの策定等」のところですね。次年度の運営計画の中では、ことしと違ってアレルギーを含む食品の表示に関してのガイドラインの策定検討といった意味合いのことが記載されているのですが、今年度と次年度の取り組みの違いとか、方向性の違いを御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○川西座長 どうぞ。

○橋評価調整官 ありがとうございます。今年度につきましては、まずはアレルギーを含む食品でどのようにリスクを評価すべきかということで、海外各国の事例も含めて情報を収集してまいりました。それを調査事業としてまとめてまいりまして、今年度末をめどに報告書を取りまとめる予定でございます。そういった各国の情報の分析に基づきまして、次年度につきましては、アレルギー表示の項目につきまして、どのように食品安全委員会としてリスク評価を行っていくべきかという具体的な評価の方法についてのガイドラインをつくってまいりたいと考えているところでございます。つまり、今年度につきましては情報収集のフェーズで、来年度につきましては具体的な方法論について、固めていくという段階でございます。

○川西座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○小西専門委員 ありがとうございます。そうすると現在、義務表示あるいは推奨表示に規定されているアレルギー表示対象特定原材料を増やすことが目的ではなくて、アレルギーの項目をふやすとか、そういうことではなくて、対象になっている物質、食品素材の再評価を行うための、そのガイドラインの策定に取り組むといった具合に理解をしてよろしいですか。

○橋評価調整官 まずは食品安全委員会として評価を行う場合にどのようなやり方で行うべきかという、部分について考えていく。それができた段階で、次は既存の品目について、どのような評価を行うべきか、どこから手をつけるべきかということも次の議論にはなっ

てくると思いますが、まずは科学的に評価する方法論についての検討を行います。
以上でございます。

○小西専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 ほかにございますでしょうか。
どうぞ。

○山本専門委員 山本です。補足資料の3ページです。新たなリスクアナリシス講座のところで、講座名を一般消費者を対象に「みんなのための食品安全勉強会」とあります。その募集方法のところを見ますと、ホームページ、メルマガ、消費者団体と続いているのですけれども、私ども消費者団体でもそんなに隅々まで伝えることはできないという反省のもと、これだと見る人は見る、見ない人は見ないというような募集方法だと思うので、もう少し行き渡るような募集方法を、私も考えられないのですけれども、何かないでしょうかと思って見ました。かえって一般の新聞などのほうが国民は広く見るのではないのでしょうか。
以上です。

○川西座長 何か事務局のほうから今の御意見に対するコメントは、どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 これにつきましては、基本、幅広い方に御参加いただきたいと考えておりますので、今いただきました御指摘も踏まえまして、どういうふうにしていくことがよりよいか、もう少し検討させていただきたいと思います。場合によりましては、また皆様方からアドバイス等をいただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○山本専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 どうぞ。

○鬼武専門委員 先ほどのA3の資料2の3ページのガイドラインのところでお尋ねをしたいと思います。先ほど小西専門委員のほうから意見が出されましたアレルギーの件については私も賛同するもので、旧来、食品表示法が制定されたときに国会等でも私どもが答弁をしたように、日本の場合はこれまでリスク管理機関でのみ振り返り調査ということで、アレルギーの表示は義務表示と任意表示というものが決められていたのですけれども、最近の科学的知見もしくは海外の状況を含めると、リスクアナリシスに基づいてリスク評

価機関がきちんとかかわるべきではないかと思っておりますので、そういう観点から安全性に基づく食品表示の確実な実施のためには、この案件については、将来的には現行の表示の中身についても食品安全委員会が関与できるような形になればと理解をしております。ぜひよろしく申し上げます。

次に評価ガイドラインのところでは少しお尋ねをしたいことがあるのですが、この間、新しいものということで非常に先進的な海外の事例を含めて、定量的構造解析に基づく評価の方法を確立するなり、もしくは最近ですと添加物の表示のところでは栄養成分なりキャリーオーバーなり、いろいろと従来にない指針についてはリスク評価として確実につくっていくということは理解をしておりますけれども、一方難しいというか、従来から農薬だったり動物用医薬品というのは、従前から私どもはガイドラインが何らか必要ではないかと思っていたのですが、いまだ余りこの件についてはできていないようなのですが、将来的には構造解析のほうで評価等を行って、今の個別の評価では農薬なり動物用医薬品と評価をしているので、ガイドラインの設定は余り考えていらっしゃらないのか。ホームページを見ましたら、微生物学的なものや組換え体のところと添加物のところとかなり偏りがあるというか、全体的なリスク評価を眺めてみますと、私自身はこれで十分ではないと思っておるのですが、この辺についての考え方を少し出していただければと思います。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○関野評価第一課長 今、鬼武専門委員から御意見がありました最後の点、農薬の関係のガイドラインを含めた部分について、お答えをしたいと思います。確かに我々としてもこれまで農薬のみならず、添加物を初めとして、動物用医薬品も含めてですが、さまざまな分野ごとにそれぞれチームを組んで評価を行ってきております。農薬に関しても当然のことながら、件数で言いますと一番多いというのは先生方も御承知だと思いますけれども、そういった実績を通じて、その実績そのものが一つの前例といたしまししょうか、参考になり、その辺の整合性を図りながら、随時新しいものの評価を行ってきているという意味では、実務的にはそれら実績が一種のガイドラインという形で活用してきている部分もございます。

ただ、一方で添加物とか今回の栄養成分関連添加物で言うところの評価のための指針といった具体的な形になったものがあるかと言われれば、まだまだそういう域には達していないということで、必要性は感じておまして、これから我々の体制の事情も含めまして、考えていきたいと思っております。必要性は感じておりますので、それについては何らかの方法で具体化できる道筋をこれから立てていきたいと思っております。

ただ、一つ言いわけをさせていただければ、農薬はポジリス制度が始まった関係の評価がまだこれからというものも幾つか残ってございますので、それらをこなしながら、一方

でガイドラインの必要性を認識しながら、それについてはどう着手していくかということ
を同時並行で考えさせていただければありがたいと思っております。

○鬼武専門委員 どうもありがとうございました。予算がかなり限られた中で、どこに重
点を置くかというのも含めてあるかと思えますけれども、今、御回答いただいた点を含め
て、ほかの面でも食品の関連する器具・容器包装なり、そういうことが次々出てくること
もあると思えますので、ぜひ食品安全委員会のリスク評価に係るガイドラインの整備をよ
ろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○川西座長 どうぞ。

○松本専門委員 アレルギーに関しましては、たしか平成26年にアレルギー基本法ができ
て、昨年末にそれを受けての基本指針ができました。この中にもアレルギー疾患のアレル
ゲンを含む食品に関する表示の充実という1行がたしか入っていると思えます。これは厚
労省のほうですけれども、その辺との関連はどんなふうになるのでしょうか。全く独自に
別々にやるのでしょうか。

○川西座長 どうぞ。

○橋評価調整官 ありがとうございます。そちらの指針の中でリスクに対して科学的に評
価を行うという部分がございます、そちらについては食品安全委員会が主体的に積極的
にかかわっていくと考えております。

○川西座長 食品安全委員会のほうはリスク評価ですね。

○橋評価調整官 そうです。特に科学的に検証を行うという文言が今回入っていると思
いますが、その部分について注力してまいりたいと考えております。

○川西座長 これはこの委員会も前回の「自ら評価」のときにアレルギーということの特
に強調して、前回、27年に「自ら評価」の中で挙げて、それで食品安全委員会のほうも今
までリスク評価はなかなか難しいということもあって本格的には取り組んでこなかったの
ですが、新たな体制で積極的に取り組むということになったと理解しております。

ほかにございますか。では河野委員。

○河野専門委員 ありがとうございます。きょうまとめていただきました参考2の前回の

意見のところの「情報発信のアウトカム目標について」ということで、食品安全委員会ができて10年以上たっていて、さまざまな情報発信も情報収集もされて、かつ、リスクコミュニケーションということに対して非常に大きな役割を果たしていらっしゃる。それを本当に効果的に行えているかどうかということに対する評価は、ある一つの指標を持ってやっていただきたいと思っておりましたので、今回、食品安全モニターさんの評価の採用というのは一つの手段として今後に期待したいと思っております。

さらに参考3のところ、前回は御提案をいただきましたけれども、リスクコミュニケーションをさらに進化させていくためにということで、幾つかのデバイスを使った情報発信等の修正案といたしましょうか、改善案を御提案していただいている、本当にそれはそれで今回御説明いただいた意図のもとに的確にやっていただきたいというのが要望なのですが、例えば、Facebookについて機動的な情報発信のツールに使うということで、新たな方法として、記事の作成者を専任の方を配置してということで、これは一歩前進だと思います。

ただ、食品安全委員会さんに求められる情報発信の内容といたしましょうか、前回は申し上げたように質と正確性を担保するというので、特に「機動的な」という言葉を使われているときに、この資料に書かれている④～⑥まで、この中のものをランダムに取り上げて、たくさん情報を発信していくことに果たして食品安全委員会さんの価値を高める方向で効果があらわれるのかどうかというのは非常に疑問に思っておりまして、例えば、このところは直近で私も拝見はしているのですけれども、こういった会議をやりましたというような単なる開催報告などは、それで果たして機動的な情報発信で読者といいたまうか、情報の受け手にとって必要とされている情報提供になっているのかということもあります。

ですから、Facebookの提案で言えば、読者を意識したというか、この記事は一体誰に向けて情報発信をするのかという、そこを意識した形で記事の構成をしていただく。この④～⑥まで全ての国民にではないと思っておりますので、そのあたりをメリハリをつけた形でやっていただけるといいかなと思っておりました。

その次のリスクアナリシス講座の刷新ですけれども、今までの講座に対する改善策として、このような対処方針に関しては異存はございません。ただ、一つ非常に気になったのは、3ページのところの「開催場所及び回数」です。「みんなのための食品安全勉強会」は東京と地方で1回ずつ、精講、すごく難しい言葉ですが、上級者向けの講座も東京1回ということで、この開催回数を拝見すると何人定員があるかはわかりませんが、講座と言うよりは非常にイベントに寄っているような感じがします。少なくとも講座という名前をつけるのであれば、もう少し複数回の開催ですとか講座の開催計画、中身をしっかりと精査した形で単発以上の計画を立てていただかないと講座という名前には値しないのではないかというイメージを持ちました。どちらにしても改善策に対しては非常に期待をしておりますので、しっかりと地に足のついた最終的にはお互いにリスクコミュニケーションが進

むという方向で力を発揮していただきたいと思います。

○川西座長 ただいまのことについては、何か今、答えられることはございますでしょうか。

○岡田情報・勧告広報課長 まず最初にお話のありましたFacebookのメリハリの部分については、全く御指摘はごもっともだと実は思っておりまして、現在、作業中には大変なのですけれども、一つ一つの記事にどの程度の閲覧者数があるかというのを全体をまとめております。これは皆さんにお示しすることはできないのですけれども、やはり記事によって数かなり違います。最近で閲覧者数が多かったのは非定型BSE関係の情報を発信したのですけれども、それについて多いです。御指摘のとおり、例えば、食品安全委員会が来週お休みです、みたいなものにはほとんどアクセスはないという、当たり前と言えは当たりの話です。ただ、そこを要は訪れる人、興味を持った人が即座にわかると言ったら変な言い方ですが、これは評価の内容のお話だとか、これは会議開催のお話なのだというのがわかるような感じで改善できないかなという話は、今、中で議論をしているということです。御指摘いただきましたので、私も実は同感で思っていたところなので、まさに検討させていただきたいと思っています。

○川西座長 あと講座のほうは、どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 講座の関係で御指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。そこは正直申しまして、中身を変えるものですから、どういうふうに進めていくかに準備が少し要るのだろうなと思っております。特に基礎講座は関係省庁と連携してまいりますので、そこを十分練って、テキストさえ十分なものができれば、例えば、次年度以降あるいは本年度途中でも回数は地方でのセットがかなりできると思っています。

「精講・食品健康影響評価」につきましては、この進め方あるいはテーマをどう拾っていくかなどについて少し時間が要るのかなと思っています。精講のほうにつきましては本年度に1回やりたいと思っておりますので、その反省を踏まえまして、次年度はできるだけ地方も含めまして、開催できるような形で取り組んでまいりたいと思っております。いづれにしても、これからもアドバイスをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○川西座長 では、戸部委員。

○戸部専門委員 ありがとうございます。私も、今回の参考2の情報発信のアウトカム評

価に関する部分の先ほどの御説明に関しての意見です。食品安全モニターを活用した評価というところはいいと思いますが、私自身が少し誤解しているのかもしれませんが、この食品安全委員会の情報発信というのは、ターゲットは食品安全モニターだけではなくて広く国民ということだと思います。そう考えると、食品安全モニターを対象とした評価というところで何ができるのかなと思って、先ほどの御説明をお伺いしていました。

食品安全モニターによる評価となってくると、食品安全委員会が出した情報に関する、その中身の評価というのはしていただくことはできると思います。でも、先ほどおっしゃっていたように情報によって、国民の行動がどう変化するかという点ではモニターさん自身の行動がどんなふうに変化したのかということがわかったことをもって評価できるのかどうか。発信した情報の内容の質は評価できるのかもしれませんが、行動の変化については、対象が異なる調査になると思いました。

一方、情報発信の普及というようなところを考えたときにはほかの方法、あるいは食品安全モニターさんから何か情報を収集してもらうというか、例えば、身の回りで食品安全委員会からの情報をほかの場所で見かけたとか、そういうところを評価していただくとか、そういうことは可能だと思います。その点で、何か工夫が必要なのかなと思っています。

というのは、私もいろいろな食品関係の説明会とか講演とか、食品安全委員会が直接タッチしているものではないですが、そんなところの説明の中で「食品安全委員会が出しているデータですけれども」という話を最近は大分聞くようになってきたので、情報がかなり普及して活用されているのかなと思っております。食品安全委員会が出した情報の二次的な活用といいますか、そこら辺の情報に関する収集が何かできたらいいのではないかと思います。

○川西座長 ただいまの御意見について、事務局のほうから何かございますか。どうぞ。

○岡田情報・勧告広報課長 御指摘をありがとうございました。実はアウトカム目標自体は余りここでお話をするとあれなので言わなかったのですが、食品安全委員会は設けていまして、今の目標は意見交換会における参加者の理解度が直近3カ年平均以上という目標が実は既にあるという中での今回新たな提案ということですが、今の私が言った現在の目標自体は前回の調査会のほうで、それはアウトプットでしょう、アウトカムではないですよという御指摘をいただきましたので、今回新たな形で仕組ませていただきたいなと思っています。

そういう意味で今回のお話は御指摘のとおりなので、モニターさんに幾らやっても、それはモニターさんのお話というのは御指摘のとおりかと思います。現実には今はFDAのほうでアンケート調査は全米の一般の人に向かって大規模に、4,000くらい聞き取り調査をやっているような大規模な調査を真似しているということなので、まずはモニターさんを通して、ちゃんと評価できるのかなというところを試験的に検証したいというのが今回の目標で、

その検証結果を受けた形で次のステップについて検討したいと思っています。ただ、予算の関係もあるので、FDAみたいな大規模なというのは難しいかなと思いますけれども、どのくらいでそういう設定ができるかというのは全く勉強しなければ何も進みませんので、そこは進めたいと思っています。

○川西座長 いかがですか。

○戸部専門委員 する前からよくわからないのですけれども、ターゲットが違うところでの検証というのはどれだけ意味があるのかなと、ちょっと疑問です。

○川西座長 かみ合わない部分が多少ともありますが、どうぞ。

○山本専門委員 先ほど言ったのにつけ加えて、忘れたことがあったので手を挙げたのですが、開催場所と回数につきましては、先ほど河野専門委員が言われたのとまるで私も一緒に、講座と言いながら1回ということはないのではないかという気持ちでつけ加えようと思いました。もう一つ、開催場所ですけれども、本当に一般消費者を対象にしているのであれば、例えば、赤坂のビルということではなく、時代錯誤の言葉が許されるのであれば、肩張らず下駄履きで行けるような場所が私は望ましいのではないかと思います。

以上です。

○川西座長 いかがですか。どうぞ。

○箆島リスクコミュニケーション官 回数につきましては、先ほどの河野専門委員の御指摘の際に発言させていただきましたけれども、まず次年度につきましては体制をつくっていく。その上でどうやっていくのが一番いいかを考えたいと思いますし、その検討の中において、できるだけ回数をこなすということを考えたいと思っております。場所につきましては、先ほど来、申し上げておりますように、できるだけ多くの方に来ていただきたいというのが基本でございますので、どういう場所を選ぶのがいいのか。それも含めて検討させていただきたいと思っております。

○山本専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 ほかにございますか。有路専門委員。

○有路専門委員 リスクコミュニケーションの実施に関しては、あり方検討会のときに議論をされた内容で、その趣旨に即した感じで着実に行われているという感じが非常にしま

す。その意味で言うと、非常に野心的と言いますか、先鋭的なことをやっているなど思いますので、海外と比すところもあるかもしれませんが、その中でも大分前に出てきたのではないかというのが個人的には思います。

その中でFacebookやメールマガジンあるいはブログというのは閲覧する人たちがどういうものかという、割合ICTに対しての慣れがあるような人たちになってくるので、情報に関しては積極的に受ける人だなという気もしますので、国民の関心の高い事項に重点化を図るというのでデルファイ法を使っていくというのはテーマを絞るところで正しいと思うのですが、Facebookとかで情報を発信するときはどちらかと言うと、普段はどういうことに世の中の人に関心を持っているかというのは、すみませんけれども、この事務局でもちょくちょくいろいろなサイトを見て、どんなことが騒ぎになっているとか、ここ数日で言うと鳥インフルがホットだったので、それに即時に対応しますとかいうところは、逆に今までどおり機能性を高めてやってほしいなと思います。

学校教育関係者への情報発信の拡充の話で、これは前回のときにも議論があったと思うのですが、方向性としては非常に重要で、ここは手を抜かれることはないとは思いますが、こちらのペーパーの中で言うと今回は余り書かれていなかったのが、重点的に引き続きやってほしいなと思います。

リスクアナリシス講座について、河野専門委員からいろいろと御意見が出ていたと思うのですが、私はこの一般に対する食品安全勉強会も当然重要だと思うのですが、中級講座の設置というのが非常によいと思いますか、ポイントを押さえているなと思っていて、いつも同じことを言いますが、研究者と呼ばれる人たちが意外と情報が偏っていたりとか、割合アカデミックと言いながら、そうでもないところをさくっとやるという意味では非常に野心的ですばらしい取組だなと思うのですが、恐らくかなりしっかり準備をしないと、ここで何か突っ込んだりとか、言いたくて仕方がない人が勉強会に登場するリスクがありますので、中身の詰め方は丁寧にしたほうがいいですよというのは一種の助言です。

最後にすみません、学会と連携する学術関係者との連携のところはまさにこのとおりで、ブースを出すだけでは確実にスルーされますので、講演でしゃべっていただいた後に、そのときにブースと一緒に出すということで、こちらへどうぞという流れは非常に効果的だと思います。逆に言うと、ブースがなくても、リスクアナリシスの結果が出ましたとか、あるいはある程度の議論が終わった後に何らかのリリースをかけるような内容があったときに、そういうものを学会で講演とかに差し込むというのは、いつも同じことを言うのですが、学会というのは結構ネタがなくて、毎回しゃべる人間がいなくて困っていますので、非常に好まれると思いますので、臆することなく積極的に学会のほうに働きかけていただければと思います。

長くなりましたが、以上です。

○川西座長 おおむねポジティブなコメントだったと思いますが、今のコメントに対して何かございますか。どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。学校教育関係者の関係でございます。具体的な表記につきましては、A3の横紙の資料2ですと6ページの「(6) 意見交換会」のところで「学校教育関係者を重点対象とし」ということで、引き続き重点対象と位置付けております。個別に書き込んでおらず申しわけなかったと思います。

ただ、現在、学校教育関係者との意見交換会につきましては地方公共団体と共催という形で進めておまして、このことは7ページの一番下のところの「3 関係機関・団体との連携体制の構築」の(2)に記載がございます。ここは食品安全委員会との連携を行っているのですが、地方公共団体自らが学校教育関係者の方々を対象とした意見交換をやっていただきたいということで、具体的には「情報連絡網を最大限に活用して」ですが、地方公共団体の方々がどのようなリスクコミュニケーションをやっているかという情報を集めまして、それをバックしまして、他の地方公共団体の優良事例などの情報を共有し自らリスクコミュニケーションをやっていただく。学校教育関係者の方に対する意見交換会をやっていただくということを考えておりますし、あとは私ども自体のほうで申しますと、栄養士の関係では全国学校栄養士協議会というのもあると伺っておりますので、一度御相談に伺いたいと考えております。記載が少ない部分が若干あり申しわけないのですが、引き続き、学校教育関係者の方々を重点対象として取り組んでまいります。

○川西座長 では、大倉専門委員。

○大倉専門委員 ありがとうございます。この運営計画を単純に見比べさせていただいて、7ページの「2 食品安全に係る科学的な知識の普及啓発」のところで、ぱっと見た感じ、29年度は28年度よりもかなり内容が削られているなという見た感じの印象があるのですが、読んでみますと出張講義的な講師を地方に派遣して、いろいろやっていくというような機会が全体的に減っているような気がするのですが、29年度は実際はどのような感じで考えておられるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○川西座長 どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 まず、私ども事務局が出張しますのは先ほどの地方公共団体との連携の意見交換会でございますので、重点対象は学校教育関係者です。対象が学校の先生方ですので、早めに動かないと日程が押さえられませんので、早めに動いていただくということを今お願いしております。

講師派遣につきましても、できる限り対象を学校教育関係者に絞っていきたくて思っています。

おり、それも地方自治体の方々に対して、お話をさせていただく予定です。ただし、講師派遣は食品関係事業者の方々からの派遣要請、栄養士あるいは管理栄養士の養成をなさる大学からの要請にもお答えしたいと思っていますので、まずは幅広くお受けをした中で優先順位といいますか、御相談させていただきながら、学校教育関係者の方々を対象としたものにできるだけ対応する。限られたマンパワーでございますので、その中でメリハリをつけながらやっていきたいと考えております。具体的にどうするかというのは、まだここには書き込んでいませんので、オンゴーイングで、その時々での一番効率的な対応ができる方法でやらせていただきたいと思いますと思っています。

○大倉専門委員 それでは、今までは結構一般を対象にいろいろと行ってこられたことに関してはこちらかと言うと、専門職、専門家のほうへの啓発にシフトしていくようなイメージでしょうか。

○箴島リスクコミュニケーション官 今までは、地方自治体からの要請には、学校教育関係者を対象とした講師派遣の話と、一般の方々を対象とした要請がございました。そこを、可能であれば、学校教育関係者の方々を優先し、一般消費者の方々を対象とした分はご自分達でやっていただくという形で、地方公共団体の方々とはすり合わせをして行きたいと思っています。

○大倉専門委員 ありがとうございます。いろいろと見せていただくと、SNSでの発信、Facebookを初めとする発信等はすごく充実してきているなというのを感じるのですけれども、どうしてもFacebookとかの発信というと一方的なものになりがちだなという印象を持っておりまして、知識の普及啓発のためには対面で話をするというのがものすごく大事ではないかと学生とも話をしていると思うのです。消費者や専門分野の方々に対してのニーズに応じて臨機応変に対応していくという点で、やはり対面で話をしていくという機会を少しでも設けていただければと希望いたします。

関連の学術団体についてですけれども、今、関係しておられるのは、ここに記載してある4団体ということでしょうか。日本栄養改善学会とかを初めとする4つの団体。

○川西座長 どうぞ。

○山添委員 先ほど4団体とおっしゃっていただいたのですが、例えば、実は毒性学会というもっと大きな団体があります。そのところでは昨年度は横におられるお二人の先生が座長になっていただきまして、シンポジウムとかワークショップというのを毎年2時間半なりの時間をいただいて、その前年度くらいにまとまった大きなテーマで比較的新しい手法で評価をしたようなものについて、どういう形でどういう考えでやったのかというこ

とをほかの専門家も加わっていただいで議論をするようなことをして、できるだけ食品安全委員会がどういうふうな考えでサイエンティフィックに評価をしているのかということ、新しい調査会のところに加わっていただけるように、できるだけどういう中身かというのを説明をしたいということで、そういうのをずっとやってきております。ですから、ここに書いてある学会だけではなくて、ほかにも行っています。

○大倉専門委員 わかりました。先ほど有路先生もおっしゃっておられましたように、学会というのはものすごくたくさんあるのですけれども、日本栄養・食糧学会であるとか日本農芸化学会という学会だと、栄養士養成施設等の、食品学とか食品衛生学を担当しておられる教員の方がよく参加しておられる学会ですので、そういったところで発表や講演ができれば、かなり関心を持っておられる先生方は多いと思います。ありがとうございました。

○川西座長 この資料は平成28年度におけると書いてありますよね。29年度の運営計画だけれども、これは実績として書いてあるわけですが、何となくこれは抜けているものがあると思わないわけでもないのですけれども。

○岡田情報・勧告広報課長 前回の資料に実は全部つけてあるのですけれども、28年度で参加した学会が全部で6つほどありまして、ブースを出したのが5つですので、全体で11くらい対応しています。講師派遣とかそういうのもありますので、そういうのも入れるともうちょっとふえるのですが、主には10個くらいを今のところは対応しているような状況で、前回の資料をできれば確認できると、記載させていただいております。

○川西座長 これは資料として、例と入れておいたほうがいいのかもかもしれませんね。これしか参加していないという感じに受け取られるから、資料の訂正という意味では、そういうふうに書いたほうがいいのかもかもしれません。

ほかに、どうぞ。

○神村専門委員 また基礎講座のお話に戻ってしまうのですけれども、私はいつも地方のほうには余り情報が伝わらないという観点でばかりお話をさせていただいているのですが、例えば、基礎講座くらいだったら動画で発信というのは無理なのでしょうか。動画あるいはテレビ会議的にするようなことはどうなのかなと思いました。

○川西座長 どうぞ。

○岡田情報・勧告広報課長 今、動画のお話をいただいたわけですがけれども、実は運営計

画の大きなA3の紙の7ページの先ほど大幅に記述が削られているという御指摘もあったのですが、ここに書き込んでおまして、2の2段目の「また、視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法の検討も含め、基礎的な科学的知識の普及に資する教材の充実を図る」という形です。

具体的に今、幾つか想定はしているのですけれども、例えば、他省庁でも活用が始まっているYouTubeとか、ほかの評価機関とかでも検討を始めているインフォグラフィックみたいなものについて、まさに今お話があったとおり、基礎講座と言っても、みんなが参加できるわけではないので、気軽に見て、またはわかりやすい。うちのほうでもDVDをつくってはいるのですけれども、あれは1本40分くらいあって、なかなか全部見るのが大変というのがありますので、少しそこを編集し直して、見やすい形にできないかというのも含めて検討したいと思います。ただ、予算の関係があって、お恥ずかしい話なのですけれども、結構お金のかかる作業になりますので、そこは見合いということで御理解をいただきたいと思います。

○神村専門委員 大変ありがたいことだと思います。以前にも名前を出したことがあるのですけれども、食生活改善運動が私の地方では結構活発にかなりの人数が集まって、いろいろ勉強をしているのですが、そういう場でぜひ使わせていただければと重ねてお願いいたします。

○川西座長 ほかにございますか。どうぞ。

○野口専門委員 野口です。先ほどからお話が出ている基礎講座の内容についてです。もっと簡単な講座ですけれども、私もさせていただくときに、最近Facebookとの連動をよく使っていて、Facebookページがあれば、先ほどもおっしゃっていたように、閲覧したリーチ数が多い内容のものとリーチ数が少ないものがわかると思うのですが、その多いものを講座のテーマにすると、募集をかけたときにすごくたくさんの方が集まるということがあるので、何か難しい調査をしてテーマを決めるのではなくて、今、何が一番興味があるのかというのをこちらから発信している内容の中で検索することができると思いますので、そこを有効的に活用するというのが、今、一番早く国民が知りたいという内容ではないかと思いました。

Facebookだけではなくて、ホームページの検索のときに、今だったら先ほどのBSEの問題とか、そういったことで検索でホームページに入ってきたという検索数のワードが一番多いものを基礎講座の内容にするといったことが、一番手軽に早く講座のテーマを決めることができるのではないかと感じました。

以上です。

○川西座長 今の御意見でいかがでしょうか。

○岡田情報・勧告広報課長 まさにありがとうございましたということで、そういう形の運用ができればなという形で、今、全体のものを見ているというふうに御理解をいただければと思います。ただ、1点、ホームページのほうの検索ワードの話なのですが、技術的に正直に言うと難しいかなというので、今、業者さんと少し話はしているのですけれども、月間50万ほどの1つの食品安全関係の情報でもアクセスがあるというような状況になっていまして、そういう意味ではかなり皆さんに見ていただいているという中で、上のものを拾い上げるのは技術的に可能かどうかは検証させていただきたいと思います。

ただ、もう一点、私のほうから、これは言い過ぎになってしまうかもしれないですけども、Facebookとかの状況で見ると、私の感想かもしれないのですが、Facebookの中でも今は結構難しい内容のものを発信しているという傾向がありまして、リーチ数でいくと難しいほうが結構見ていただいて、やはり食品安全委員会にアクセスする方は多少難しいものを求めているのかなというところもあるので、そこも含めて、どういう形の選定がいいかは検討をさせていただきたいと思っています。

○川西座長 どうぞ。

○横田専門参考人 先ほど鬼武専門委員のほうから評価ガイドラインの件について、いろいろと御意見がありました。我々農薬の申請メーカーとしましては、ここに書いていただいているように、評価の考え方を明確にさせていただくと、申請者がつくる資料にも参考にさせていただけるので、非常にありがたいと思っております。また、一度出していただいた、そういった考え方の中においても、やはり齟齬があるときにはタイムリーに見直していただいているとお聞きしておりますので、今後とも継続していただきたいなと思っています。

今後とも、農薬あるいはいろいろな化学物質に関しましても、事業の中でいろいろな検討をされてきているかと思っておりますけれども、その際に最終的な方向性、こういったガイドラインをつくられる際には、ひとつ国際的にどうなっているのかということも考慮していただければなと思っています。意見というよりも感謝方々、一言最後に述べさせていただきました。ありがとうございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○山本専門委員 必ずFacebookとか、そういう言葉が出てくるのですけれども、いつ、どのときでも、デジタルの波から外れた人というのを忘れないでほしいというのが私の希望

です。

○川西座長 わかりました。今の御意見に対して、何かコメントはございますか。

○岡田情報・勧告広報課長 私もどちらかと言うとデジタルの波から外れたほうの人間なので、正直に言って、この委員会に来てからFacebookとかを初めてよく知って、現実には今もやっていませんので、十分認識していると思います。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。有益な御意見をいただきました。講座の募集方法とか回数の問題とか、今しがたの関係でアレルギー評価は推進してほしいとか、農薬・動物用医薬品のガイドライン整備なども考えてほしい等々、いろいろと有益な御示唆がございました。

ただ、きょう事務局が用意した資料2あるいは参考3あたりについては、先ほど7ページの「2 食品安全に係る科学的な知識の普及啓発」の2つの年度を比べると、確かに軽視したように見えてしまうのですが、それは地方公共団体との連携の中に実は一般の方々への情報、講座あるいは説明は含まれているということのようですので、これについては少しこれを修正してほしいということがございますか。先ほどの説明を聞いてもそのあたりは、どうぞ。

○大倉専門委員 修正といたしますか、参考のほうに書いておられたリスクアナリシス講座を2つに分けてというような表になっていたところをもうちょっと簡潔にまとめて、あそここの空いているところに少し入れると普及啓発の内容が詳細になるのではないかと思います。

○川西座長 どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 私どもの説明が十分でなかったのでしたら申しわけないのですが、資料2の横紙の7ページ目を見ていただきましたときに、「2 食品安全に係る科学的な知識の普及啓発」の「食品の安全に係る科学的基礎知識」というのは基礎講座について、それから「食品健康影響評価に関する講座の開催」は中級講座を行うことを意味して記載しておりますが、これでは表現的に不足でございませうか。

○大倉専門委員 どうでしょう。

○川西座長 それは少し検討させていただいて、現実にはこれだけを読むと委員の先生方にきちんと伝わっていない部分がございますので、また後で少しその辺の修正等々を考えて

いただき、座長のほうで確認させていただくという形で、ここらあたりはその意をきちんと伝えられるような文章に最終化させるということにさせていただければと思います。

それから、小さなことですけれども、先ほどの平成28年度の関係学会等の連携状況はこれしかやっていないのかという受け取り方もありましたので、資料として公表するなら、例と書くか、他に参加した学会を足しておくか、その辺も相談させていただいて、その部分も修正をさせていただくということ。

今いただいたたくさんの御示唆、御意見については、29年度を含めて30年度以降にも反映していきたいという回答もありましたので、そのあたりは事務局のほうで取り入れていただくことにしたいと思いますが、この資料はその2カ所について修正を考えさせていただき、その最終的な形は座長と事務局のほうで相談させていただくということにさせていただきたいと思います。

では、基本的には、この運営計画をお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましても、食品安全委員会に対する報告の体裁等については御一任いただくということにさせていただきたいと思います。よろしいですね。

では、この2つ目の議題を終わらせていただいて、きょうの用意してある3つ目の議題、「(3)平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」に移りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

○松原総務課長 事務局総務課でございます。資料3-1と3-2を通して御説明を申し上げます。前回の会合でも御説明を申し上げましたけれども、本年度におきましては今のところ、食品の安全に関する大規模な緊急事態は発生してございませんが、当食品安全委員会におきましては、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針を作成するなどをして、平時からそのような事態を念頭に置いた訓練を行っているところでございます。

資料3-1は、1ページの「はじめに」に掲げられているとおり、平成28年2月16日に食品安全委員会において決定された、平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画に基づいて実施した訓練の結果を食品安全委員会に対して報告しようと考えているものでございます。

重点課題につきましては、訓練計画に掲げられているとおり、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力及び緊急時対応マニュアル等の実効性についてでございます。

2 ページから実施した訓練の内容がございます。I の 1 の「(1) 緊急時対応手順研修」につきましては、平成28年4月8日に行われ、事務局職員のうち、この研修を受講したことがないものを対象に緊急時対応の枠組み等に関する説明などが行われてございます。

「(2) 情報発信研修」でございますけれども、平成28年6月8日から13日にかけて行われ、係長級の事務局職員のうち、情報・勧告広報課職員及び本研修を受講したことがないものを対象に委員会サイト等へ情報を掲載する作業の試行などが行われてございます。

「(3) メディア対応研修」のうち、3 ページの基礎講義につきましては、平成28年11月7日に行われ、委員及び事務局職員を対象に日本経済新聞社から講師をお招きして、メディアの特性等に関する講義などが行われてございます。

また、実践研修のうち、メール研修につきましては、平成28年11月10日から17日にかけて行われ、事務局職員を対象に報道発表資料を作成する作業の試行等が行われてございます。

さらに、会見研修につきましては、平成28年11月28日に行われ、委員及び事務局職員を対象に模擬記者会見等が行われてございます。本研修については基礎講義の講師に加えまして、河野専門委員及び夏目専門委員にも御参画いただいております。

4 ページの「2 確認訓練」についてでございます。こちらは消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省と共同で平成29年1月16日に行われてございます。委員及び事務局職員、共同で開催してございます消費者庁等の職員を対象に、原則としてシナリオを非開示としたまま、報道発表資料の作成並びに連絡会議及び合同記者会見の開催を行う作業の試行が行われてございます。こちらについては、警察庁はこれまで参加していなかったところでございますけれども、今回初めて参加するという形をとったところです。

6 ページから「II 訓練結果の検証」がございます。

「1 実施した訓練ごとの検証」のうち「(1) 緊急時対応手順研修」については、アンケートにおいて適否を確認したところ、おおむね適当であるとの結果でございましたけれども、半年単位で実施するべきであるなどの意見等もございました。

「(2) 情報発信研修」ですけれども、同様に確認をいたしましたところ、おおむね適当であるという結果でございました。

「(3) メディア対応研修」についてでございますが、同様に確認をいたしましたところ、おおむね適当であるとの意見が多かった一方、例えば、実践研修について、食品安全委員会単独での会見研修の実施は現実的ではないのではないかとする意見等がございました。

7 ページの「(4) 確認訓練」についてでございますけれども、おおむね的確に実施された一方、反省会等におきましては、関係省庁間の役割分担を一層踏まえたものとする必要があるのではないかなどの意見等がございました。

8 ページの「2 重点課題ごとの検証」のうち、(1) の初動対応を実施するための組織能力につきましては、初動対応をより機動的なものとする上で有用であったものの、先ほど御説明申し上げたとおり、食品安全委員会が単独で記者会見を行う訓練の必要性が想

定されないのではないかとこの意見等がございました。

9ページの(2)のマニュアル等の実効性については、意思決定の効率化等を図る上で有用であったものの、先ほど御説明申し上げたとおり、報道発表資料の作成等に重点を置くべきであるとともに、関係省庁との連絡分担を一層明確化すべきであるとの意見等がございました。

10ページの「Ⅲ まとめ」でございます。まず、訓練を今後とも実施する必要があること、また、今回の訓練において得られた助言等を整理し、マニュアル等の実効性をより一層向上させる必要があること、さらに、引き続き関係省庁と合同で訓練を行い、体制を更に強化するとともに、役割分担の検討等も進める必要があることが掲げられてございます。

続きまして、資料3-2の平成29年度訓練計画(案)でございます。

「1 基本方針」につきましては、平成28年度までの成果をいかしつつ、必要な改善を図った上で訓練を実施するとしております。

「2 重点課題」につきましては、引き続き、初動対応を実施するための組織能力及びマニュアル等の実効性を取り上げています。

「3 本訓練計画の実施スケジュール」についてでございますが、引き続き、4月から11月にかけて実務訓練を、12月を目途に確認訓練を実施する予定でございます。

なお、こちらの計画の詳細につきましては、各省において行われております同様の訓練の振り返りも踏まえまして、改めて6月に開催されます次回の専門調査会会合において御議論いただく予定となっております。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは資料の内容について、御質問、御意見等がございましたら、どうぞお願いします。特にはございませんか。私は毎年聞いていて、よくやっていると思うばかりなのですが、どうぞ。

○大澤専門委員 ほかの箇所にも出てきましたが、8ページの「食品安全委員会単独で記者会見をする必要性が現実に想定されないという意見が出された」ということで意見が出ていたようなのですが、これは食品安全委員会が記者会見する必要はないということなのか、もしくは訓練と一緒に出ている関係省庁が連携した記者会見が必要であるという、どちら意味の意見だったのでしょうかというところをお聞きしたいと思います。

○松原総務課長 むしろ各記者さんから電話等において、そのまま個々に対応を依頼される場合が多いのではないかという話でございました。共同記者会見の訓練はそれなりに有用ではないかということで、私どものほうで単独で記者会見をする場面というのがなかなか現実的には想定しにくいのかなというような意見でございました。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○迫専門委員 今回の関連なのですが、単独の記者会見そのものはあり得ないと判断を事務局としてはされているのか。つまり参加者のほうがそれほど必要はない、実態がないのではないかと言っているところに対して、事務局側の判断として大きなハザードがあったときに単独の記者会見をする必要があると考えているのであれば、継続していくべきだと思いますし、その辺のところに参加者の判断と事務局側の判断との食い違いがあるのかどうかというところが重要になってくると思いました。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。

○松原総務課長 あり得ないと断言することは難しゅうございますけれども、日ごろの記者さんとのやり取りをも踏まえましても、記者会見を求められるというよりは個々に電話等での対応を求められる場合が多うございますので、大規模な事態においても同じようなことが考えられるのではないかと考えているところでございます。

○迫専門委員 わかりました。

○川西座長 どうぞ。

○山内専門委員 7ページの訓練シナリオのところで「最終的にハザードが特定できなかった」という記述がございます。これはどういうことだったのか、この次の年に向けての改善点、反省点についてはどのように考えておられるのかをお知らせいただきたいと思えます。

○松原総務課長 7ページにつきましては、例えば、けいれん等が発生したということですが、シナリオ上、想定されていた剤では直ちにけいれん等は起きにくいのではないかとこの意見等もございました。今後の改善点等については、各省庁と共同で行った訓練であり、気づきの点を各省庁から持ち寄って反省をしようということになっておりますので、それらの点も含めて、シナリオの作成等にかかしていただきたいということをお願い申し上げます。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○有路専門委員 基本的に普段リスクコミュニケーションは丁寧にされているので、この内容というのは、その延長線上にあるクライシスコミュニケーションの実演というか練習だということはおよくわかって非常に重要なところだと思うのですが、実際にこの中でこれから深掘りをしてほしいなと思うのは、クライシスコミュニケーションのときに大抵問題になってくるのは、実際に問題が起きた現場というのが大抵の場合、企業の何らかの状況で発生していて、企業の中でも実態を把握すること自身がほとんどできなくて、わかっていないというところに行政がどのように関与するのかということが、情報収集のところではかなり求められることになると思います。

これは逆に、ある程度その情報が出てくることを前提にその後の対応をどこまでの確にやっ、的確な情報を国民に提供するかというところの訓練としては非常に精緻に行われていると思うのですが、これにプラスアルファをして、現場からまともな情報が出てこない場合とか、あるいはその企業が隠蔽をしたりとか、あらゆる不測の事態。特にその現場における不測の事態というところを対象にした内容というものは足されていったほうがいいのではないかと思います。

○川西座長 いかがでしょうか。

○松原総務課長 先ほど申し上げましたけれども、反省点等を各省庁から持ち寄る機会もございますので、こういった意見もあったということで御紹介して、よりよいものになるように努めていきたいと思っています。ありがとうございました。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかになにか御意見はございますか。

それでは、この資料あるいは今の報告自体に関しては、こう改善したらという御意見についてはございましたけれども、これ自体に手を入れるということではないと思いますが、それでよろしいですね。

それでは、本専門調査会としては、事務局の案どおりとしたいと思います。食品安全委員会に対する報告の体裁等については座長のほうに御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。

これで3つ議事が終わって、「(4) その他」ということですが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○松原総務課長　ございません。

○川西座長　それでは、委員の先生方から何かございますか。

ないようでしたら、以上により本日の議事は全て終了いたしました。次回の日程につきましては、どのようになっていますでしょうか。

○松原総務課長　次回は6月8日木曜日の開催を予定してございます。議題につきましては、平成28年度食品安全委員会の運営状況報告書等について御審議をいただくことになるのではないかと考えてございます。

○川西座長　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第20回「企画等専門調査会」を閉会いたします。円滑な議論に御協力いただき、どうもありがとうございました。